

令和元年台風第15号による被災者に対する市税に関する申告期限等の延長について

この度の令和元年台風第15号により甚大な被害を受けられた皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

松戸市では、この度の被害状況を考慮して、下記の指定地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者に対して、松戸市市税条例第8条第1項の規定により、市税に関する令和元年9月9日以降に到来する市税に関する申告・納付等の期限を延長するものです。

1 対象となる方

下記の指定地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者

2 対象となる地域 指定地域（25市15町1村）

都道府県名	指定地域
千葉県	千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

【※指定地域以外の被災者に係る市税の納期限等の延長】

指定地域以外の被災者については、個別に申請していただくことにより、申告・納付等の期限が延長される場合があります。

3 申告・納付等の期限の延長

- (1) 上記市区町村に居住又は所在する納税者等につきましては、令和元年9月9日以後に到来する市税の申告・納付等の期限が自動的に延長されることとなります。
- (2) 申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、期限が決まり次第、延長後の期限を記載した納税通知書・納付書をお送りします。

4 既にお送りした納付書

既に松戸市から送付させていただいている納付書については、記載されている納期限(延長前の納期限)後も、そのまま有効なものとして利用可能です。また、申告等の期限の延長の終期については、松戸市告示で定められた期日を別途通知するものです。